

鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた県内の事業者が行う従業員の教育訓練を支援し、雇用の維持を図るとともに新型コロナウイルス感染症の影響収束後の円滑な事業活動の回復を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。
 - 3 補助事業実施期間は、別表の第6欄に定める期間とする。
 - 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
 - 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

(交付申請の時期等)

- 第7条 本補助金の交付申請は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の3の規定にする雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）の支給決定を受けた日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第8号によるものとする。
 - 3 規則第5条に規定する申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 雇用調整助成金の支給決定通知の写し
 - (2) 雇用調整助成金の支給申請に関する書類の写し

(3) (2) のほか実施した教育訓練内容がわかる書類

(4) 教育訓練の実施に要した経費がわかる証拠書類

- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定及び交付額の確定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定及び交付額の確定通知は、様式第9号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、第7条第1項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

2 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第10号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助事業の報告等)

第10条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助対象者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

第11条 削除

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年2月24日から施行し、令和4年12月1日に遡って適用する。

別表（第3条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>本補助金の対象となる事業は、第2欄に掲げる事業実施主体が行う教育訓練であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練であること。</p> <p>(2) 鳥取県内に有する事務所、事業所、工場、その他の事業用施設に従事する従業員に対し行う教育訓練であること。</p> <p>(3) 従業員の知識、技能、技術の習得や向上を目的とした教育訓練であること。</p> <p>(4) 雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（令和2年4月10日）」に規定する緊急対応期間を1日でも含む雇用調整助成金の判定基礎期間内に実施される教育訓練又は雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例を利用した事業主に対する経過措置（令和4年11月30日施行）」に規定する経過措置期間に初日がある雇用調整助成金の判定基礎期間内に実施される教育訓練であること。</p>
<p>2 事業実施主体</p>	<p>本補助金の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する者であること。</p> <p>(2) 雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（令和2年4月10日）」に規定する雇用維持要件を満たす者であること。</p> <p>(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。</p> <p>(4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。</p>
<p>3 補助対象経費</p>	<p>本補助金の補助対象経費は、教育訓練の実施にかかるものであって、次に掲げる経費の合計額から支給を受けた雇用調整助成金の訓練費を控除した金額とする。</p> <p>(1) 講師謝金</p> <p>(2) 講師旅費</p> <p>(3) 受講料</p> <p>(4) 従業員旅費（外部機関が実施する教育訓練に参加する場合に限る。）</p> <p>(5) 教材費</p> <p>(6) 会場使用料</p> <p>(7) 機器等使用料</p> <p>(8) オンラインによる教育訓練の実施に必要なシステム導入費</p> <p>(9) パソコンその他備品の購入費</p> <p>(注) (8) 及び (9) にかかる補助対象経費は、75万円を上限とする。</p>
<p>4 補助率</p>	<p>3分の2以内</p>
<p>5 補助金の限度額</p>	<p>1事業者あたり100万円／年度</p>
<p>6 実施期間</p>	<p>雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（令和2年4月10日）」に規定する緊急対応期間を1日でも含む雇用調整助成金の判定基礎期間又は雇用調整助成金支給要領「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例を利用した事業主に対する経過措置（令和4年11月30日施行）」に規定する経過措置期間に初日がある雇用調整助成金の判定基礎期間</p>